

平成25年度 第1回富田林市都市計画審議会 議事録

平成25年7月12日開催

市役所2階 全員協議会室

○富田林市都市計画審議会委員

・出席委員

置田 修、山元直美、土井廣和、石原三和、吉村善美、増田 昇、阪野拓也、高山裕次、上原幸子、川谷洋史、西川宏郎、吉年千寿子、京谷精久、司やよい、奥田良久、林 光子、垂水 弘（オブザーバー：村上栄次）、渡邊ヒロミ

・欠席委員

鈴木 憲、若林 学、山内庸行

○事務局

北野俊夫、皆見貴人、坂本信行、仲野仁人、森木和幸、原田揚子、桑田尚宏、泉 浩行、鷹野友美、望月 授

《事務局：仲野》

皆さんおはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成25年度第1回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、配席図、議案書、資料、マスタープランの新旧対照表を用意させていただいております。

配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、委員総数21名中、18名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数をみたしておりますことをご報告させていただきます。

なお、鈴木委員、若林委員、山内委員におかれましては、本日はご欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

ご承知のとおり、本審議会の議事は、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、あらかじめご了承願います。

議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。委員の皆様のお手元にマイクがございます。ご発言の際には、マイクのボタンを押していただいてからご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

みなさん、おはようございます。今年は、なんか 10 日あまり梅雨が早く明けて、もう今日も猛暑日が続いておりますけれども、進行を続けてまいりたいと思います。宜しくお願い致します。それでは、議事に入りたいと思いますが、お手元の会議次第に基づいて会議を進めさせてまいりたいと思います。

まず、次第の 2、今回、大幅な委員交代があったということで委員の、事務局の方から全員ご紹介いただくということになるかと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思っております。

《事務局：仲野》

それでは、委員の交代についてご報告させていただきます。前回の都市計画審議会から本日までに、6名の委員の交代がございました。

そこで、今回は多くの委員が交代となり、平成 25 年度の第 1 回目の審議会ということから、改めましてみなさんをご紹介させていただきます。

お手元にお配りしております名簿順にご紹介をさせていただきますが、お名前の下に線を引かせていただいた方々が、今回、新たに選出いただいた委員となります。

まず、条例第 2 条第 1 項第 1 号委員であります、置田委員でいらっしゃいます。

《置田委員》

商工会の副会長に任命されました置田です。今後とも宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

山元委員でいらっしゃいます。

《山元委員》

宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

土井委員でいらっしゃいます。

《土井委員》

土井と申します。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

石原委員でいらっしゃいます。

《石原委員》

石原でございます。

《事務局：仲野》

石原委員におかれましては、副会長にご就任いただいております。
続きまして、吉村委員でいらっしゃいます。

《吉村委員》

吉村でございます。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

鈴木委員でいらっしゃいます。鈴木委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。
増田委員でいらっしゃいます。

《増田委員》

増田でございます。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

増田委員におかれましては、会長にご就任いただいております。
続きまして、阪野委員でいらっしゃいます。

《阪野委員》

阪野です。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

若林委員でいらっしゃいます。若林委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。
次に、条例第2条第1項第2号委員であります、本市市議会から選出をいただきました高山委員でいらっしゃいます。

《高山委員》

市議会の高山です。宜しくお願いします。

《事務局：仲野》

上原委員でいらっしゃいます。

《上原委員》

上原でございます。

《事務局：仲野》

川谷委員でいらっしゃいます。

《川谷委員》

川谷でございます。宜しくお願いします。

《事務局：仲野》

西川委員でいらっしゃいます。

《西川委員》

おはようございます。西川でございます。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

吉年委員でいらっしゃいます。

《吉年委員》

吉年です。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

京谷委員でいらっしゃいます。

《京谷委員》

京谷です。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

司委員でいらっしゃいます。

《司委員》

司でございます。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

奥田委員でいらっしゃいます。

《奥田委員》

奥田です。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

林委員でいらっしゃいます。

《林委員》

林でございます。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

次に、条例第2条第2項第1号委員であります垂水委員でいらっしゃいます。

《垂水委員》

今年の3月から富田林警察署長になりました垂水です。宜しくお願い致します。それでちょっと私も道路関係はあまりわかりませんので、うちの村上交通課長も一緒に。

《富田林警察署 村上交通課長》

村上です。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

村上交通課長につきましては、オブザーバーで出席していただいております。どうぞ宜しくお願い致します。

続きまして、条例第2条第2項第2号委員であります山内委員でいらっしゃいます。山内委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。

続きまして、渡邊委員でいらっしゃいます。

《渡邊委員》

渡邊でございます。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

なお、各委員の任期は、条例第2条第3項で、前任者の残任期間となっておりますので、いずれの委員におかれましても、平成26年6月30日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、事務局におきましてもこの4月の人事異動により、変更がありましたので紹介させていただきます。

北野まちづくり政策部長でございます。

《事務局：北野》

北野でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

皆見まちづくり政策部次長兼広域まちづくり課長でございます。

《事務局：皆見》

皆見です。宜しくお願いします。

《事務局：仲野》

坂本まちづくり政策部次長代理兼道路交通課長でございます。

《事務局：坂本》

坂本です。どうぞ宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

まちづくり推進課参事兼課長代理の森木でございます。

《事務局：森木》

森木でございます。宜しくお願いします。

《事務局：仲野》

原田まちづくり推進課主幹兼開発指導係長でございます。

《事務局：原田》

原田です。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

まちづくり推進課主幹兼政策係長でございます、桑田です。

《事務局：桑田》

桑田です。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

政策系の泉でございます。

《事務局：泉》

泉です。宜しくお願いします。

《事務局：仲野》

同じく鷹野でございます。

《事務局：鷹野》

鷹野です。宜しくお願い致します。

《事務局：仲野》

同じく望月でございます。

《事務局：望月》

望月です。宜しくお願いします。

《事務局：仲野》

そして私、まちづくり推進課長の仲野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、紹介を終わらせていただきます。

《議長：増田会長》

ありがとうございました。新たに加わっていただきました各委員の皆様におかれましては、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案、報告に入っていきたいと思ひますけれども、本日は、議案が2件、報告案件が1件、その他が1件ということで、少し長時間にわたろうかと思ひますので、11時前後に一度休憩を入れたいという風に思っております。また、12時を超えるぐらいの量がござひますので、極力効率よく前に進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、お願ひしたいと思ひます。

それでは、早速ですけれども次第の3、議題に入りたいと思ひます。これも、長らく議論を進めてきた案件でござひますけれども、本日最後の諮問と付議でござひます。まず、議第1号「南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について」、事務局より説明をお願ひしたいと思ひます。宜しくお願いします。

《事務局：泉》

まちづくり推進課の泉と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは議第1号、「南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について」の説明をさせていただきます。前面のスクリーンを用いて説明いたしますが、万がースクリーンに見にくい箇所などがござひましたら、画面右上にお手元の資料のページ数を表示しておりますので、ご参照ください。なお、議案書に都市計画図書を、資料に見直しカルテ、都市計画道路見直しの基本方針概要及び地元説明会配布資料を添付しておりますのでそちらも適時ご覧ください。

それでは、本題へ入らせていただく前に、都市計画道路の見直しについては平成23年度から本日に至るまで計4回、報告させていただいておりますが、これまでの経過を簡単にではござひますがご説明させていただきます。

都市計画道路とは、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を行うことを目的として都市計画法で定められた都市計画施設の一つのことです。

本市における都市計画道路は、この図の黒い線のように配置されております。

この都市計画道路には、大阪府が決定している路線と、本市が決定している路線がござひます。

大阪府決定の路線とは、図の青い線のように、主に、複数の市町村にまたがるような広域幹線道路や、国道・府道の現道と重複している道路をいい、また、市決定の路線とは、図の赤い線のように、府決定

以外の路線の道路、主に、本市域内のみを走る道路をいいます。

本案件は大阪府決定の都市計画道路の変更についてご審議頂くものであり、また、市決定の都市計画道路の変更についても引き続き「議第2号」でご審議頂きます。

大阪府は、平成23年度に「都市計画（道路）見直しの基本方針」を策定し、長期未着手の都市計画道路を、都市づくりの方針との整合性や交通処理機能等様々な観点から必要性と事業の実現性を評価し、都市計画道路の存続・変更・廃止の方向性を判断してきました。その結果、大阪府は4路線について、変更または廃止を検討しており、それに対して、大阪府より意見照会がきており、本日、審議会にて諮問を行わせて頂くものです。

それでは、今回の変更内容の詳細につきましてご説明させていただきます。

今回、変更または廃止する4路線ですが、大阪狭山市から都市計画道路富田林駅南線まで、市域を東西方向に横断する道路、狭山池富田林線と、近鉄喜志駅東側から太子町までの東西方向を結ぶ道路、喜志太子線と、国道旧170号から河南町までの東西方向を結ぶ道路、若松別井線と、最後に、羽曳野市との境界から国道309号まで、市域を南北方向に縦断する道路で、国道旧170号と重複しています、喜志甲田線の計4路線となります。

変更及び廃止の理由としましては、代替路線が存在すること、建築物の除却や構造物、主に橋等、の改修にかかる高額な事業費を要すること、また、変更後の都市計画における道路ネットワークが構築できなくなる一部の整備済区間について、都市計画の観点から廃止を決定しました。

それでは、今回の変更内容の詳細につきまして路線ごとに説明させていただきます。

まず、狭山池富田林線ですが、大阪狭山市から市決定の都市計画道路富田林駅南線まで市域を縦断する道路で、青色の大阪狭山市から大阪外環状線までが整備済となっております。また、残りの赤色の大阪外環状線から都市計画道路富田林駅南線までが未整備区間となっております。今回の変更では、この未整備区間が廃止となります。したがって、久野喜台一丁目から富田林町まで、延長が約3,740mであったものが、未整備区間である約960mが廃止されることに伴い、久野喜台一丁目から寿町四丁目までとなり、延長が約3,740mから約2,780mへと変更となります。

2番目に、喜志太子線ですが、近鉄喜志駅東側から太子町までの東西方向の道路で、青色の喜志駅の一部から府道旧美原太子線までが整備済となっております。また、残りの赤色の喜志駅の一部及び府道旧美原太子線から太子町までが未整備の区間となっております。この未整備区間についても廃止となりますが、この路線については、都市計画のネットワークの観点から検討した結果、整備済の区間も含めまして廃止となっております。したがって、喜志町三丁目から西条町二丁目まで、延長が約1,500mであったものが、整備済区間を含む延長約1,500m全線が廃止となります。

3番目に、若松別井線ですが、国道旧170号から河南町までの東西方向を結ぶ道路で、青色の国道旧170号から金剛大橋までが整備中及び整備済となっております。また、残りの赤色の金剛大橋から河南町までが未整備区間となっております。この路線についても、先ほどの喜志太子線と同様に都市計画の

ネットワークの観点から検討した結果、整備中及び整備済の区間を含めて廃止となります。したがって、若松町二丁目から大字別井まで、延長が約 2,750mであったものが、整備中及び整備済区間を含む延長約 2,750m全線が廃止となります。

最後に、喜志甲田線ですが、羽曳野市との境界から国道 309 号まで、市域を南北方向に縦断する道路で、全線未整備となっており、廃止となっております。したがって喜志町四丁目から甲田三丁目まで、延長が約 4,900mであったものが、全線約 4,900m が廃止となります。

以上で、路線ごとの変更内容についての説明を終わります。

続きまして、今回の都市計画の変更理由といたしまして、南部大阪都市計画道路のうち、狭山池富田林線ほか 3 路線について、「都市計画（道路）見直し基本方針」に基づき、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり狭山池富田林線の一部区間の廃止、喜志太子線、若松別井線及び喜志甲田線を廃止するものとしております。

次に、大阪府が進める都市計画変更の流れは次のようになります。

地元説明会につきましては、本市と大阪府との合同により平成 25 年 3 月 8 日の金曜日午後 7 時からと、3 月 10 日の日曜日午後 1 時からの計 2 回、開催しており、8 日は 71 名、10 日は 62 名と計 133 名が説明会へ出席いただいております。また、周知方法としましては、説明会の開催を広報及びホームページに掲載をしております。関係権利者のかたについては、直接、説明会の案内をお送りしております。

この説明会でありました、ご意見としましては、大きく 3 つに分かれました。

1 つ目としましては、現道と重複する路線について、都市計画道路が廃止された場合の現道の整備についてのご意見がありました。このご意見に対し、大阪府では、都市計画道路が廃止されたからと言って、現道の対策をしないと言うことでなく、道路整備の必要性が高いと考えられる場合は、交通安全対策事業で対応すると回答しております。

2 つ目としましては、都市計画道路を廃止するにあたっての地権者への補償はないのかというご意見がありました。この件に関しましては、私権制限をかけ続けてきたことについては、地権者の方には申し訳ないことですが、個別の補償はできないと回答しております。

最後に、3 つ目としましては、都市計画道路の見直しに際し、災害時の緊急輸送経路はどうなるのかと言ったご意見がありました。この件に関しましては、都市計画道路八尾富田林線と狭山河南線を存続させることにより、緊急輸送経路の機能を確保するものとしております。

八尾富田林線は、大阪府中部広域防災拠点である八尾空港から都市計画道路狭山河南線までを結ぶ道路で、狭山河南線は大阪狭山市から大阪外環状線を経由し石川までを結ぶ道路となります。

以上が説明会でありました、主なご意見です。

それでは、都市計画変更の手続きの説明に戻らせて頂きます。

都市計画公聴会につきましては、平成 25 年 4 月 5 日に予定しておりましたが、公述申出がなかったため中止となっております。その後、都市計画案の公告・縦覧を平成 25 年 6 月 10 日から 24 日まで

実施しましたが、意見の提出はございませんでした。また、大阪府から本市へ意見照会があり、本審議会にてご審議頂くものです。そして、平成 25 年 7 月 31 日に開催されます、大阪府都市計画審議会を経て、議決されれば、平成 25 年 8 月ごろに都市計画決定を行うこととなります。

以上で説明を終わります。大阪府決定における、議第 1 号「南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について」、どうぞご審議の方よろしくお願いたします。

《議長：増田会長》

どうもありがとうございました。ただいま、説明を受けました、議第 1 号「南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について」、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。長年審議をしてきたということと、意見書も提出されてないということでございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。奥田委員どうぞ。

《奥田委員》

一点が、この地元の説明会の関係で、資料では 133 人の方が出席をされて、広報とホームページで、関係の地権者には直接はたらきかけたという風に報告をお聞きしたんですけどもね、このへんもう少し詳しく報告をしていただきたいのと、意見 3 つに集約をしていただいておりますけど、特に強い要望なり意見が他になかったんかどうか、それから地権の制限が本当に何十年にわたってかけられてきてね、それに対する補償はしませんよという一言で、あっそうですかというようなことなんでするんのかどうかね、それはちょっと。あとそれともう一点だけ。諮問ですからね、市としては、これは廃止をしても、いわゆる代替のルートもあるし、別に何の支障もないですよという風に思って諮問するんか、なんか市としての考え方をもうちょっとまとめて、諮問ということになるんちゃうかなと。どうしたらよろしいですかじゃなしに、廃止ということで、市も同調しているやろうけれども、市としての、もうちょっと見解を伺いたい。その点です。

《議長：増田会長》

ただいまの質問に対して、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

そしたら、説明会の件について。説明会につきましては、説明の中でもあったとおり、ホームページと広報に説明会の日程、場所、あと廃止する路線を、絵を広報に載せて周知を行いました。土地所有者等につきましては、課税データであったり、登記簿謄本であったり、そういうところで調べて、うちの方から郵送させて頂いて、説明会の出席の案内を送らせて頂いております。2 点目の言っておられた、権利制限の話なんですけども、確かにこの都市計画道路決定して、だいたい 40 年前後に決定しているものが多いので、確かに 40 年以上権利制限をかけていて、例えば、権利制限って言うのは、建物の構造ですね、事業が確定されたときに、簡易に除却できるようにということで、木造であったり、軽量鉄骨であったり、その簡易な構造にしなさいって言うのんと、階数を 3 階までしか建てたらだめですよっていう制限がかかってたんですけども、ただ、それに際しましては、例えば、税の話にはなるんですけど、都市計画道路にかかっている割合によって、税の軽減措置もやってたこともありますので、そこも含

めてご了承願いますという説明をさせていただいております。

最後の、この都市計画の府の案についての市としての考えはどうやということなんですけど、市としては、先ほど言いました八尾富田林線、狭山河南線、やっぱりこの辺が、過去から富田林の道路ネットワークというのは、東西交通に色々問題があるんじゃないかということを受けまして、狭山河南線の東西交通、先ほど言いましたみたいに、八尾空港から来る緊急輸送路である八尾富田林線、やっぱりこの2本がかなり重要な路線であるという考えに基づきまして、大阪府と協議をさせていただきました。

他の路線につきましては、この後説明させていただきます市決定の部分で、補填といった言葉がおかしいんですけども、そのネットワーク勘案して、大阪府と協議を進めて、今の案になったと考えております。以上です。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、阪野委員。どうぞ。

《阪野委員》

初歩的なことを教えて欲しいんですけども、整備済やけど廃止された部分というのは、今後とも都市計画道路ではないけれども、普通の府道としての位置づけは変わらんと維持管理されるのか、それとも将来的には、たとえば市道とかに移管されるか、それとも廃止されて田んぼか畑に戻るんか、どう考えたらいいんですか。ちょっとすみません。

《事務局：仲野》

ちょっと資料の49ページを見て頂ければ、こういうA3のこういう図面をつけさせて頂いてるんですけども、未整備の区間だけを今回の見直しの中では廃止するだけではなくて、先ほど説明にもありました都市計画としてのネットワーク見たときに、整備済区間だけを残してしまうと、尻切れとんぼの道路が残ってしまうと、ちょうどこれ点線を廃止路線、実線を存続路線としてやってるんですけど、それぞれ色分けをさせて頂いて、整備済と未整備を色分けさせて頂いてるんですけども、これを見て頂いたら、たとえば整備済であっても点線で消ささしてもらってるのが、例えば、喜志の美原じゃなくて梅の里とこなんか、すぼんと消してるんですけども、整備済区間だけを残してしまうと梅の里の中だけが整備してて、そのほかの路線が未整備やから、その残った路線だけを後で見たときに、どこにも繋がってない道路だけが残ってしまいますねというところで、先ほども言ったみたいに、都市計画のネットワークの観点で、整備済区間を含めて廃止させて頂いております。当然現道のある区間については、今もうそれぞれ、大阪府であったり、市であったり、道路管理者がいますので、そのまま道路として管理していくことになります。未整備区間で、現状田んぼの上に、バーンと線を引いてるやつは、都市計画としてはもう整備していく予定はないという状況になること。あと権限の話なんですけども、これから何十年経っていけば、元々府道やったやつが、ゆくゆく市道になったりというのは、時代の流れでなっていく可能性はあるかもしれないんですけども、現時点では、当然それぞれの道路管理者が決まっていますので、それで維持管理していくことになります。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。京谷委員どうぞ。

《京谷委員》

一点だけ。意見の、住民の意見の中でね、特に都市計画道路が廃止された後の現道の整備についてということなんですけども、例えばですね、若松別井線というのは、現有の富田林五条線と平行に走っているわけですね。これが廃止理由の中にですね、代替路線が存在するというこの中でね、総合的に考えて廃止するというこのことなんですけども、基本的に現有路線が抱えている課題といいますか、そういうことを、そしたら都市計画道路で廃止したから現有路線の整備は、引き続きしていくということは解かるんですけども、具体的に住民が感じてるのは、そもそも、例えば、交通渋滞、交通量を緩和するか、そのために平行に走っている、平行に走らそうという観点から作った部分もあるんでね、今後の現有路線の安全対策というのは、そしたら具体的な、そういう廃止に当たってですね、大阪府が、例えば、安全対策は引き続きやっていきますよと言うことはたやすいんですけども、何らかのね、地元にもまたそういう意見をね、フィードバックして頂くような、そういう形はあるんでしょうかね。つまり住民がすごい不安に思っていると思うんですよ。現有路線は、引き続き整備しますよって言うても、都市決定道路が廃止されて、現有路線の安全対策はほんとにやってもらえるんかって言う時にですね、そこらへんの後のフォローといいますか、大阪府下のレスポンスがどのような形で返ってくるんかはわからないんですけども、そこらへん市としてね、どのように後追いをしていくんかということをごちゃと教えて頂きたいですね。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

今回の見直しに際しまして、確かに説明会の中で、現道と重複している道路、これは大阪府決定さんにはっきりになるんですけども、その交通安全対策事業ですね。具体的には、たとえば、歩道がないであるとか、そういう道路もたくさんありますので、そこに対してどうするんやというご意見、確かに多くありましたので、そこは大阪府さんとしては随時、ただ、大阪府さん自体は、大阪府全体の道路を管理されていますので、その中で優先順位をつけて、随時対応していくっていうお返事をその説明会の時には頂いております。事業を進めていく中で、当然、市と連携できるところは市も連携していかなあかんのかなという風に思ってますし、ただ、どうしても大阪府さんが道路管理者というところもありますので、市としましては、今回この都市計画を廃止するに当たりまして、そういうところの早期対策をしていただくような要望書も提出させて頂いております。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい、京谷委員。どうぞ。

《京谷委員》

市としてはね、後で説明があると思うんですけども、市の計画道路として、ネットワークを進めてそ

れを大阪府の廃止決定に対する補完を行うということだと私は理解してるんですけどね、くれぐれもです、大阪府の府道はやっぱり大阪府管理下におかれているわけですから、市がフォローするという部分と現有の道路の管理責任者としての大阪府の安全対策というのはこれは別問題ですのでね、そこらへんをはっきりと分けてですね、やっぱり市も大阪府のほうに、現有の大阪府、府道の整備については、強く働きかけて頂くことは必要だと思うんですね。市が出来る部分と府がやるべき部分というのは分けてですね、解って頂いているとは思いますが、そういう意見は廃止に当たっては、その強い意見があったということで、付けていただけたらなと思います。これは要望です。

《議長：増田会長》

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。大体ご意見も出尽くしたと思いますので、表決に入りたいと思います。議第1号につきまして、原案通りということで異議ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

《委員》 「異議なし」

《議長：増田会長》

ありがとうございます。異議なしということでございます。ありがとうございます。それでは異議がないということでございますので、議第1号「南部大阪都市計画道路の変更について」、異議ないということで答申したいと思っております。ありがとうございます。ただ、色んな意味での、現道の整備に関してはですね、今日、貴重な意見を出されておりますので、こういう強い要望があったということをお伝えいただきたいということでお願いしたいと思っております。

それでは引き続きまして、議第2号「南部大阪都市計画道路の変更（富田林市決定）について（付議）」、事務局のほうから説明をお願いしたいと思っております。

《事務局：望月》

まちづくり推進課の望月と申します。よろしくお願いたします。

議第2号といたしまして、「南部大阪都市計画道路の変更（富田林市決定）について」の説明に入りたいと思っております。

本議案の議案書を議案書の7ページから14ページに、また、資料にこちらの画面と同じもの、その他参考資料を添付しておりますのでそちらも適宜ご覧ください。

先ほど、議第1号では府決定路線について説明させていただきましたが、議第2号（本議案）では、市決定路線についての説明をさせていただきます。

今回の見直しで、変更または廃止する市決定路線がこちらです。富田林駅北線、富田林駅南線、甲田桜井線、金剛東1号線、喜志美原線、富田林河南線、川西半田線、甲田東西線、北大伴東板持線、甲田寿線、南大伴大ヶ塚線の計11路線です。見直しに際しては、市決定路線についても、先ほど議第1号で説明させていただいた大阪府の都市計画道路見直しの基本方針に準拠して、見直しを行っています。

それでは、変更内容の詳細について路線ごとに説明させていただきます。

まず、富田林駅北線ですが、近鉄富田林駅北側から大阪外環状線を経由し、都市計画道路狭山河南線

までを繋ぐ幹線道路で、青色の区間が整備済となっており、残りの赤色の区間が未整備となっております。未整備区間については、代替路線の存在により廃止となりますが、都市計画のネットワークの観点から検討した結果、ピンク色の丸で囲まれた一部整備済区間も含め、都市計画として、廃止としております。したがって、今回の計画変更によって、昭和町一丁目から大字新堂、約580mの計画が、約350mが廃止されることに伴い、昭和町一丁目から若松町西一丁目の約230mの計画に変更となります。

次に、富田林駅南線ですが、近鉄富田林駅南側から国道309号まで、市域を南北方向に縦断する道路で、全線未整備となっております。こちらの路線については、石川の横断や移転家屋の多さによる実現性の低さや農用地内を走行することによる市街地形成機能の低さから、全線1,790m廃止としております。

次に、甲田桜井線ですが、桜井町付近の国道旧170号から近鉄川西駅付近の国道旧170号までの南北方向を結ぶ道路で、青色の（新）美原太子線から金剛大橋北詰までの区間が整備済となっており、残りの赤色の区間が未整備となっております。北側の未整備区間については、代替路線が存在しており、必要性が低いため、廃止としております。南側の未整備区間については、代替路線が存在しないことや金剛大橋周辺及び国道旧170号の渋滞対策になると考えられるので、存続としております。したがって、今回の計画変更によって、桜井町一丁目から甲田三丁目、約4,140mの計画が、約310mが廃止されることに伴い、中野町三丁目から甲田三丁目の約3,830mの計画に変更となります。

次に、金剛東1号線ですが、都市計画道路狭山河南線から市道川西半田線までの南北方向を結ぶ道路で、青色の区間が整備済となっており、残りの赤色の区間が未整備となっております。北側の未整備区間については、存続する都市計画道路狭山河南線と接続することにより、交通処理機能の向上が見込まれるので、存続としております。また、南側の未整備区間については、トンネルの整備等による実現性の低さから廃止となりますが、都市計画のネットワークの観点から検討した結果、ピンク色の丸で囲まれた一部整備済み区間も含め、都市計画として、廃止としております。したがって、今回の計画変更によって、甘山二丁目から向陽台一丁目、約2,560mの計画が、約590mが廃止されることに伴い、津々山台五丁目から向陽台一丁目の約1,970mに変更となります。

次に、喜志美原線ですが、堺市さつき野付近から近鉄喜志駅西側までの東西方向を結ぶ道路で、青色の区間が整備済となっており、残りの赤色の区間が未整備となっております。こちらの路線については、代替路線も存在しており、都市計画のネットワークの観点から、都市計画として、全線2,230m廃止としております。

次に、川西半田線ですが、大阪狭山市から大阪外環状線までの東西方向を結ぶ道路で、青色の区間が整備済となっており、残りの赤色の区間が未整備となっております。東側の未整備区間については、代替路線の存在による必要性の低さから、廃止としております。西側の未整備区間については、本路線が接続する都市計画道路金剛泉北線（大阪狭山市決定）の扱いが未確定のため、今回の見直し対象からは外し、保留としております。したがって、今回の計画変更によって区域は変わりませんが、約2,230mの計画が、約80mが廃止されることに伴い、約2,150mに変更になります。

次に、甲田東西線ですが、明治池中学校付近から国道旧170号までの東西方向を結ぶ道路となっております。青色の区間が整備済となっており、残りの赤色の区間が未整備となっております。未整備区間については、近鉄軌道敷の横断及び移転対象となる建築物が多く、実現性が低いため、廃止としております。したがって、今回の計画変更によって、甲田一丁目から小金台一丁目、約1,020mの計画が、

約 570m が廃止されることに伴い、宮甲田町から小金台一丁目の約 450m に変更になります。

次に、富田林河南線、北大伴東板持線ですが、こちらの 2 路線については都市計画のネットワークとして 1 つの路線として検討していますので、2 路線合わせて説明させていただきます。現行の計画としては、まず、富田林河南線ですが、国道 309 号から河南町を結ぶ道路で、全線未整備となっております。

次に、北大伴東板持線ですが、清水町付近から都市計画道路富田林河南線を結ぶ道路で、こちらも全線未整備となっております。この 2 路線については、国道 309 号と連絡することにより、市の東部中央地域において、交通処理機能の向上が見込めるため、黒色の区間については、存続としております。なお、富田林河南線の残りの区間については、必要性が低く、河南町も廃止の意向であるため、廃止としております。したがって、今回の計画変更によって、富田林河南線は全線 290m が廃止されます。また、北大伴東板持線については、廃止する富田林河南線の南側区間の約 160m を取り込むので、約 2,180m の計画が約 2,340m に変更になります。

次に、甲田寿線ですが、大阪外環状線から都市計画道路甲田東西線までの南北方向を結ぶ道路で、全線未整備となっております。こちらの路線については、移転対象となる建築物が多く、実現性も低いいため、全線 650m 廃止としております。

最後に、南大伴大ヶ塚線ですが、都市計画道路若松別井線から河南町を結ぶ道路で、全線未整備となっております。こちらの路線については、代替路線も存在しており、必要性が低いため、全線 600m 廃止としております。以上で、各路線についての説明を終わります。

なお、参考に今回の変更に伴う本市における都市計画道路網について説明させていただきたいと思っております。こちらは、先ほど議第 1 号で説明させていただいた府決定路線、市決定路線を合わせたものです。

変更前の都市計画道路網については、画面のとおりです。青色の路線が整備済、赤色の路線が未整備となっております。変更前の整備状況は、路線数 30 路線、計画延長 63.28km のうち、整備済延長 36.85km、未整備延長 26.43km、整備率 58.2%でしたが、変更後の都市計画道路網は、画面のようになります。変更後の整備状況は、路線数 22 路線、計画延長 45.87km のうち、整備済み延長 33.98km、未整備延長 11.89km、整備率 74.1%となります。

また、点滅している 3 路線については、大阪狭山市の意向が未確定のため、今回の見直し対象から外し、保留としております。こちらの路線についても、随時、大阪狭山市と調整し、見直しを行ってまいります。

続きまして、今回の都市計画の変更理由といたしましては、南部大阪都市計画道路のうち、富田林駅北線ほか 10 路線について、大阪府の「都市計画（道路）見直しの基本方針」に準拠し、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり廃止または変更するものとしております。

本市が進める都市計画変更の流れは次のようになります。地元説明会につきましては、本市と大阪府の合同により、平成 25 年 3 月 8 日金曜日午後 7 時から、10 日日曜日の午後 1 時からの計 2 回開催いたしております。説明会での意見等につきましては、先ほど、議第 1 号の府決定路線の方で説明させていただいたとおりです。市決定路線についての個別の質問はありませんでした。その後、大阪府との協議を行ったあと、平成 25 年 6 月 10 日から 24 日まで、都市計画案の公告・縦覧を行いました。縦覧に対しての意見の申し出はありませんでした。その後、本日の本審議会でご審議いただいております。議決後は、先ほど、議第 1 号で説明させていただいた府決定路線とあわせて、平成 25 年 8 月ごろ廃止または変更の都市計画決定を行うこととなります。

以上で説明を終わります。議第2号「南部大阪都市計画道路の変更（富田林市決定）について」、ご審議の方よろしくお願いいたします。

〈議長：増田会長〉

はい、どうもありがとうございました。ただ今のご説明に対しまして、ご意見あるいはご質問等ございますでしょうか、いかがでしょうか。はい、京谷委員どうぞ。

〈京谷委員〉

1つだけ、これはお願いといいますか、その都市計画決定をしてですね、市の方の道路整備っていうのはこれからかなり長いスパンでですね、進められていくことだと思います。その中でちょっと気になることが、長いスパンであるだけに計画道路上のですね、ところに一般的に言うと住宅開発とか、そういう構造物が申請される場合があるんですけども、まあ折角計画決定してですね、将来的にネットワーク化しようとしているのに、そういう市の決定、都市計画道路と元課の開発指導との間でですね、例えば都市計画道路上にですね、住宅開発を行いたいという案件が出てきたときに当然そこは制限がかけられるんですけどね、そこらへんの調整というのはものすごい大切になってくると思うんですね。つまり、そこに家がどんどん建ったらですね、折角都市計画道路として決定しているにも関わらず、将来的には、整備が阻害されるということにもなり兼ねないので、そこらへんの元課との連携というか、今後この決定したあと、そういう申請との調整というのはどういう風にしていかれるのか、そこらへんちょっとお聞きしたいんですけども。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか。

〈事務局：仲野〉

はい。委員のおっしゃる通りなんですけども、なかなかその、宅地開発事業者も営利目的でやってるところがありますので、やっぱりその有効宅地率が減るところに対してはかなり、向こうもやっぱり営業っていうか、業でやっておられますので、なかなか実現せえへんっていうところはあるんですけども、できる限り影響の少ない形ですね、例えば都計道路と重複するような形で中にもし開発許可道路とかできるのであれば、それと並行するような形であるとか、まあそのへんはこれから色々協議していく中でお願い、指導をですね、指導をさせていただくことになるのかなあと。あと、別の話なんですけれど、例えば市街化調整区域の地区計画なんかでそういう話が出てきた場合には、どちらも都市計画決定っていう作業になりますので、そういう時には法的に担保ができるので、その道路用地確保っていうのは違う意味ではできるのかなあという風には今考えております。以上です。

〈議長：増田会長〉

はい、どうぞ。

〈京谷委員〉

ありがとうございました。あの、個人のそういう、事業者のそういう権利といいますか、事業計画とですね、本市のそういう都市計画道路との整合性っていうのはなかなかとりにくい部分もあるかとは思いますが、やっぱり折角決定していただいて、まあ多分優先順位をつけていただく中で、順次都市計画道路を整備していくと思うんですが、まあ長いスパン、どっちにしても財政上長いスパンになると思いますので、そこらへんはできるだけね、やっぱり将来に禍根を残さないような形で、元課での指導もですね、きちっとしていただかないと折角計画があるのにいざ整備しようと思ったら10年後、20年後全然状況が変わったということにもなり兼ねないと思いますので、それは要望しておきたいと思います。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見も出尽くしたということでございますので、お諮りをしたいと思います。

議第2号につきまして、原案どおり可決するというご異議ございませんでしょうか。

《委員》 「異議なし」

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。

異議がなし、ということでございます。議第2号「南部大阪都市計画道路の変更（富田林市決定）」につきまして、原案どおり可決することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、少しまだ報告案件ですけれども2題残っております。少し長時間に及びかと思っておりますので、ここで10分程度時間をとりたいと思います。再開はその時計で11時10分からということでよろしいでしょうか。はい、休憩に入りたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

— 休 憩 —

《議長：増田会長》

はい、だいたい皆さんお揃いになられたと思いますので、再開をしたいと思います。

それでは、次第の4番、報告に入りたいと思います。

報告1としまして「富田林市都市計画マスタープランの時点修正について」、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

《事務局：鷹野》

鷹野と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告1といたしまして「富田林市都市計画マスタープランの時点修正について」報告させていただきます。

お手元の資料に、前面のスクリーンと同じものを、別冊資料として新旧対照資料を添付しておりますので、そちらもご参照ください。

なお、この案件はかねてから本審議会にてご報告させていただいておりますが、今回は、具体的な修正内容についてご説明させていただきます。前回までの審議会でご説明いたしました内容と重複いたしますが、まず、都市計画マスタープランの概要と、今回時点修正をする理由について簡単にご説明いたします。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、まちづくりの基本理念、都市整備の方針や地域別まちづくりの方針などについて示すものです。計画対象地域は、富田林市域となります。策定は、平成 19 年 3 月で、目標期間は、10 年間となっております。構成としましては、4 つの章から成り立っており、第 1 章が総論、第 2 章が富田林市の現況と課題、第 3 章が全体構想、第 4 章が市域を 8 地域に分けた地域別構想となっております。

それでは、今回、本マスタープランの時点修正を行う主な理由についてご説明いたします。主な理由として、「平成 19 年に策定された都市計画マスタープランの目標年次である平成 29 年の中間地点になる」こと、「上位計画の改訂」、「概ね 5 年ごとに行う線引き・用途地域見直しを反映させる」という 3 点があげられます。

まず 1 点目の理由についてご説明いたします。都市計画マスタープランは、平成 19 年に策定され、平成 24 年度は、目標年次である平成 29 年の中間地点になっており、マスタープランの中に「必要に応じて適宜見直しを行うものとする」との記載があるため、計画期間終了の全面改訂ではありませんが、現在、記載されている事業や諸計画について、関係各課に進捗状況調査を実施し、実施済みのものや計画の変更などを反映するよう、前年度より作業を進めている次第です。

修正理由の 2 点目として、上位計画の改訂についてご説明いたします。マスタープランには、まず、第 4 次富田林市総合計画、そして、「大阪府国土利用計画（第 4 次）」こちらは、大阪府が土地利用の観点から、大阪の将来像を描いたうえで、各施策の指針を示しているものです。さらに、この計画を受けて策定された「南部大阪都市計画区域マスタープラン」、こちらは、本市を含む南河内地域、泉北地域、泉南地域について、より具体的な方針が示されており、大阪府のマスタープランに当たります。市のマスタープランは、これら 3 つの上位計画に合う内容で策定されています。なお、都市計画法第 15 条第 3 項に、「市の都市計画は、市のマスタープランに即し、かつ、都道府県が定めたマスタープランに適合したものでなければならない」ということが定められています。これら 3 つの上位計画のうち、市のマスタープラン策定後に改訂されたものが、赤字で示しております、こちらの 2 つの計画となりますので、今回はこれらの内容に合わせる形で時点修正を進めております。

修正理由の 3 点目である、概ね 5 年ごとに行う線引き・用途地域見直しの反映についてですが、平成 22 年度に行った線引き及び用途地域変更に伴い、土地利用の方針が大きく変更となった箇所について、変更内容をマスタープランに反映させてまいります。以上 3 点が、主な修正理由です。それでは、具体的な修正内容について説明いたします。

まず、第 1 章の総論では、今回の時点修正の位置づけを記載いたします。具体的には、先ほど挙げました 3 つの理由に基づき、時点修正を行う、という記載を追加いたします。また、諸計画との関係を記載している箇所については、計画の名称などについて修正をいたします。

第2章の富田林市の現況・課題では、本市の状況について、区域区分、用途地域、土地利用現況等の前回策定時のデータを更新いたします。続きまして、第3章の全体構想では、都市マス策定以降の事業進捗状況の反映と各分野の方針について修正いたします。

ここからは、第3章に掲載される各分野別方針図を用いて、各分野における主な修正箇所について、ご説明いたします。

まず、こちらは、都市マス 25 ページに掲載されております、「将来の都市構造図」です。こちらの修正点としましては、右の図のように、茶色で表示される、市内における拠点や各地域を連絡する幹線道路である都市計画道路、及び、一般道である「都市間軸」について、先程ご審議いただきました、「都市計画道路の変更」を反映いたします。

続きまして、こちらは、都市マス 29 ページに掲載されております、「土地利用方針図」です。こちらの修正点としましては、大阪府の基本方針に基づき、平成 22 年度に行った線引き及び用途地域変更について、変更箇所を反映いたします。本市では、喜志地区と金剛錦織台地区の2ヶ所について線引き・用途地域変更を行っており、喜志地区については、線引き境界線は明確な地形、地物によって設定するという原則に外れていたため、線引き境界線の変更を行い、金剛錦織台地区については、住宅開発に伴う市街地形成が図られたため、市街化区域編入及び用途地域変更を行っており、これらの変更に伴い土地利用方針を反映させたものがこちらになります。

また現在、本市では、「富田林市農業振興地域整備計画」の見直しを行っており、「農用地地区」の一部について、土地利用調整エリアへ変更となる地区がございますので、そちらについても反映してまいります。

ここで言う「土地利用調整エリア」とは、「都市的土地利用と、農地・山林などの自然的土地利用の調整を図る」ものと位置付け、本市の「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」において、地区計画の適用区域と定めております。この「土地利用調整エリア」について都市マスの中では、「大阪外環状線や国道 309 号といった幹線道路沿道や駅周辺については、広域的な観点から、商業、文化、交流などの多様な機能を有した施設の適正配置を検討する」と表現しておりますが、今後、より幅広い土地利用が可能となるよう、「商業」を「産業、医療」という表現に、また、より具体的な土地利用として「大規模集客施設など」という文言を追加することで、都市マス策定後に作られた、地区計画のガイドラインとの整合を図ります。また、大阪府のマスタープランである「南部大阪都市計画区域マスタープラン」において、大阪外環状線沿道における「土地利用調整エリア」は、「保留区域」に設定されており、上位計画である区域マスに合わせる形で都市マスの方にも文言を追加いたします。

この「保留区域」とは、主要な幹線道路沿道で、周辺の土地利用の状況等を勘案し、計画的に市街化することが必要な区域のことで、本市では、大阪外環状線沿道に設定されています。この区域では、事業実施が確実になった時点で、編入条件に合致すれば、随時、市街化区域への編入が可能となります。なお、この「保留区域」の設定については、平成 22 年度第2回、第3回、第4回本審議会で報告させていただいております。

このように、都市マス策定時には設定されていなかった内容についても、文言を追加するなどの修正を行い、反映させてまいります。

続きまして、こちらは都市マス 33 ページに掲載されております、「交通施設整備方針図」です。こちらの修正点としましては、右の図のように、先ほどご説明いたしました、「将来の都市構造図」と同じく、「都市計画道路の変更」を反映いたします。

続きまして、こちらは都市マス 35 ページに掲載されております、「公園・緑地整備方針図」です。これに修正点を反映させたものが、右の図となります。修正点としましては、「プール」について、平成23年度に市営プールが廃止されたため削除し、「生産緑地地区」については、データを最新の状態に更新いたします。また、都市計画公園である、若松中央公園については、若松地区の再整備に伴い、位置が変更となったため修正し、こちらについても反映いたします。また、前回の本審議会でその他案件として報告させていただきましたが、現在、大阪府では、都市計画公園の見直しを進めており、本市域では、石川河川公園の一部区域が変更される予定です。こちらについても変更決定のタイミングが、今回の時点修正作業に間に合うようであれば反映させていただきます。

続きまして、こちらは都市マス 37 ページに掲載しております、「下水道・河川・上水道整備方針図」です。これに修正点を反映させたものが、右の図となります。修正点としましては、赤線で囲んでおります、「公共下水道認可区域」は、市街化調整区域に対する下水道事業拡大のため「公共下水道事業計画区域」として、策定当初より拡大しております。ピンク色に着色される、「公共下水道整備区域」、黄色で着色される、「浄化槽整備推進事業区域」についても、策定当初より拡大しているため、こちらについても反映いたします。また、青丸で表示しております「新規受水場」については、平成21年に設置が完了しているため、削除いたします。なお、上水道については、今後、既存施設の耐震化を促進してまいります。

続きまして、こちらは都市マス 41 ページに掲載しております、「景観形成方針図」です。これに修正点を反映させたものが、右の図となります。修正点としましては、策定当初、景観形成地域として指定されていた「大阪府外環状線沿道区域」に加え、平成20年の大阪府景観条例の改正を受け、景観計画区域として「石川沿岸区域」、「金剛・和泉葛城山系区域」、「東高野街道の歴史的街道区域」が追加されており、これらについても反映いたします。また凡例についても、大阪府景観計画と合うよう、文言の修正も行います。

続きまして、こちらは都市マス 45 ページに掲載しております、「防災・防犯対策方針図」です。これに修正点を反映させたものが、右の図となります。修正点としましては、一時避難地に指定されているオレンジの丸で表示するこちらの3カ所は、現在は指定避難所にも指定されており、赤丸で表示しておりますこちらについては、新たに、一時避難地及び指定避難所として指定されているため、表記を修正いたします。錦織公園については、「富田林市地域防災計画」における位置づけが広域防災拠点から広域避難地に変更になったため表記を修正いたします。また、準防火地域の表記についても追加し、将来的には準防火地域の拡大についても検討していく予定です。

続きまして、こちらは都市マス 51 ページに掲載しております、「自然環境保全方針図」です。こちらにつきましては、見やすくするため「自然環境保全方針図」と「自然災害対策方針図」にわけるといたします。まず、「自然環境保全方針図」からご説明いたします。こちらの修正点としましては、右の図のように、先ほどご説明いたしました「土地利用方針図」と同じく、「農用地地区」「農業振興

地域」の変更について反映いたします。「生産緑地地区」についても、先ほどご説明いたしました「公園・緑地整備方針図」と同じく、最新の状態に更新いたします。

次に「自然災害対策方針図」ですが、こちらの修正点としましては、右の図のように「土石流危険溪流」「地すべり危険箇所」「砂防指定区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」について大阪府で改訂が行われておりますので、こちらについても最新の状態に更新いたします。以上が、第3章における主な修正内容となります。

続いて、第4章の地域別構想については、8地区に分けた各地域について、第3章の変更内容を反映させるような形で修正を行います。今回は、近鉄富田林駅を中心とする中部地域を例に挙げてご説明いたします。

こちらは都市マス60ページ、61ページに掲載されている内容になります。1番の「地域の現況」については、策定時から変化した各地域の状況について反映をいたします。赤線で囲われた部分については、平成19年策定当時のデータになるため、これらの内容は巻末の「資料編」へ移動することとして修正を行います。

次にこちらが、都市マス63ページに掲載されている中部地域の方針図です。まず、都市計画道路甲田桜井線については、今年3月で事業が完了しているため、「事業化」の文字を削除し、表記についても整備済みの青色に変更いたします。次に、都市計画道路の変更により廃止となった狭山河南線の一部、狭山池富田林線の一部、富田林駅北線の一部、富田林駅南線、甲田寿線について、表記の修正をいたします。続いて、「富田林駅、富田林西口駅周辺の都市拠点」については、駅前広場の整備が今年3月に事業完了したため、文言を削除いたします。「都市再生整備計画の推進」については、平成23年に、計画が改訂されたことにより、グレーで表記する形へ区域を変更いたします。このようなかたちで、残りの7地区についても、同様に方針及び文言の修正等を行ってまいります。

また、今回の時点修正では、この修正内容に加え、次回の「都市計画マスタープランの全面改訂へ向けて」として、次回の全面改訂に向けての展望や課題について、記載の追加を検討しております。内容としましては、平成19年の都市マス策定時には、当時の社会情勢を踏まえ、都市施設の整備等、「ハード整備に重点を置いた都市計画」を展望しておりましたが、次回の全面改訂の際は、少子高齢化、人口減少等社会情勢が変化する中で、集約型社会を目指すために、今後これらの既存ストックをどのように活用・再生させていくかということ、そして、都市計画の方針を定める際に市民意見を反映できる仕組みをつくることも含め、「保全・再生に重点を置いた都市計画」を見据える必要があることから、今回の時点修正では、全面改訂時の課題として記載する予定です。こちらについては、本審議会でご意見等いただけたら、その内容についても反映していきたいと考えております。以上が、今回の時点修正の内容となります。

これまでの経過と今後の流れですが、昨年2月に行った関係課ヒアリングに基づいて作成した原案について、ただいまご説明させていただきました。本日の審議会後は、関係課に対して最終確認を行いながら、修正案の作成を行います。前回の審議会での、修正作業における周知の仕方についてのご意見を受け、今回の時点修正についても、広く住民意見を反映することを目的とし、パブリックコメントを行います。こちらは8月に予定しております。これらを経て、修正案がまとまり次第、本審議会にて、時点修正案の承認をいただく予定となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告1「富田林市都市計画マスタープランの時点修正について」の説明を終わります。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。ただ今ご説明を受けました都市計画マスタープランの時点修正について、何かご意見あるいはご質問等ございませんでしょうか。はい、奥田委員どうぞ。

《奥田委員》

今、ざっと見させていただいてお聞きをしまして、まずは9ページで先程パブリックコメントの実施ということで報告ありましたけど、以前の会議でも私指摘をしたかと思うんですけども、この都市計画マスタープランが制定された際に、9ページにも書かれておるように地域別の意見聴収会が開催されております。今回についてもお願いをしたかと思うんですけどもパブリックコメントということで地域別の意見聴収会が開催されない予定だということになっておりますけれども、この点はもう一度検討いただきたいな、という風に思います。それから、28ページ、58ページ、64ページ、67ページに大規模集客施設に関する記述が随所に見受けられました。これは、既にそういう建設が進められたり、それから、イオンかな、の計画、そういうのを念頭に置かれてのことだという風に思うんですけども、今まで具体的にはこういう大規模集客施設の誘致の検討ということが、そういう言葉はなかったんですけども、今挙げた、ちらっと見ただけでも今先程述べたページのところに、そういう施設の誘致の検討、それから保留区域の話がありました。ここはちょっと従来のいわゆる商業施設、既存の商業施設との兼ね合いで心配な点です。それから、32ページに交通不便区域のことがさらりと触れられておりますけども、これ検討委員会などでも具体的にいろんなことをご検討いただいておりますかと思うんですけども、これはちょっと一行で済ませられる話なんか、という風に思っています。それから、42ページに防災の関係の記述がありまして、まあいくつか挙げてもらっておるんですけども、特に防災まちづくりという観点から言えば、防災空間の確保だとか、それから、ここにも書いてありますけれどもハザードマップの更新が書かれておりますけれどもね、特に危険区域での地域別の防災マップの作成の推進といったようなことも課題になるのではないかな、という風に思います。それから、48ページで、UR金剛団地のことが書かれておりますけども、ここは本当に大規模な住宅で本市にとっても交通的に見れば相当な割合を占めるところです。そこでの高齢化が進んでおるといようなことで、是非この若者を呼び込むいろんな知恵を發揮すべきところではないかな、という風なことを思いました、はい。以上です。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。はい。

《事務局：仲野》

パブリックコメントについてなんですけれども、前回ご意見いただきまして、内部で調整さしてもらった中でパブリックコメントの実施を考えております。前もちょっと話したかもしれないんですけども、あくまで今回は時点修正というところがありますので、当然、次の全面改訂のときには、また同じような形で進めていくということになるのかもしれないんですけども、ちょっと今いただいたご意見も

含めてまた検討したいと思います。

次の大規模集客施設の表記なんですけども、これは、大阪府さんと色々協議、調整区域の土地利用の観点で協議している中で、大規模集客施設っていうものの位置づけがかなり明確な位置づけがないとだめですよという大阪府からの指導を受けております。以前、うちのイメージとしては多様な機能を持った施設という意味で大規模集客施設も含めてるというつもりで都市マスを策定して、大阪府さんとも協議してたんですけども、大阪府さんが今回区域マスを改訂された中で、この位置づけをもうちょっと明確にしろという指導を受けた中で、その言葉のイメージですよ、を明確に持ってきたという意図があります。実際その、今ご相談にきている案件はあるんですけども、それが、っていうわけではありませんので、市としてやっぱり調整区域の中でも外環状線沿道であるとか、やっぱりそのポテンシャルを持った土地っていうのは何とか有効に活用できないもんかな、っていう風に考えてこういう形で表記させていただいております。

次、交通検討委員会になるんですけども、ちょっと申し訳ないんですけども、この件に関しましては、ちょっともういっぺん元課さんともう一度詰めたいなと思っております。先程説明で言ったみたいに、これ元課さんに意見照会かけて、この文言をどう修正するかっていう調整させていただいた中でこういう回答をいただいてこういう表現しておりますので、ちょっとそこは今いただいた意見、これ大きな問題になってきますので、もう一度ちょっと調整させていただきたいと思っております。

次の、防災空間マップなんですけども、これもちょっと先程の交通検討委員会と同じ話になるんですけども、また元課さんと調整させていただきたいと思っております。ただ、今回都市計画の観点から防災空間の確保っていう意味では、説明の中にもありました、準防火地域の指定の拡大っていうのはちょっと検討していこうかなと思っております。あの、やはり、富田林という地形上、東日本の大震災みたいに津浪というのは考えにくいので、どちらかと言えば、震災後の大火ですね、火事、これに対してどういう対応をしていくんやっていうところがポイントかなっていう風に考えておりますので、当然、避難空間の確保であるとか、そういうところも含めて都市計画としてどういう対応ができるんかっていうのを検討していきたいと考えております。

最後に、UR団地なんですけども、これについても近年やっぱり人口減少・高齢化っていうのが、特にUR団地については、昭和30年、40年に開発されたところで、その頃に同じ世代がいっぺんに入ってきてると。だからまあ、高齢化もいっぺんに動いてしまうっていう現状っていうところも市としてはこれはどないかしていかないとあかんっていう風に考えておりますので、今これに対しては委託業務も行っておりますので、色々検討していきたいと。で、当然その中での都市計画との連携っていうのは当然必要だと思っておりますので、この点についても色々都市計画でできる施策と、具体的な再生のできる施策っていうのを検討していきたいと考えております。以上です。

〈議長：増田会長〉

はい、よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。はい、司委員どうぞ。

〈司委員〉

今、あの奥田委員がおっしゃったことも、もっともだと私も思います。で、さっきのパブリックコメントの実施ですけど、本当に奥田委員がおっしゃったように、やはりこのパブリックコメントを実施す

るにあたって、検討していく課題は多いにあるのではないかと。で、やはり確かにパブリックコメントも全体の分で見聞をね、聴取するのはいいかもわかりませんが、でもやはりそのパブリックコメント自身を知らない人もいらっしゃる、市民もいらっしゃるし、高齢者の人とか、そういった人でもパブリックコメントを利用できない人のためにもね、やはりそのパブリックコメントはパブリックコメントでいいと思うんですが、それに代わった市民のそういった声をね、聞く、そういったものはしっかりとやっぱり、別にアンケートをとるなり何なり、街角でアンケートをとるなり何なりでもいいですけど、そういったことをやはり検討は必要かなと私も思いました。

それとあの、今回は24年度の時点修正っていうことですが、確か、19年のときに第4次総合計画を策定するにあたって、本当に色んな議論がされて、すごく決定するまで、計画が終わるまですごくずれこんだっていう経緯があります。そういった中で、今回課題としての前回はハード面に重点を置いた都市計画ということで、ここで3点書かれてますけど、今後課題として記載されて、この保全・再生に重点を置いた都市計画ということで、既存ストックの活用と再生、地域の意見を反映できる仕組みが、まあ先程のことも含めてだと思ってるんですが、まあそういう中でやはりこれからの5年っていうのは、前の5年よりももっと社会情勢っていうか、人口減少・高齢社会の中ですごく社会情勢が大きく、また市としても変わっていくと思いますのでね、やはりこのハード面だけじゃなくて、どういったまちづくりをしていくかという一番大事な、ここは部分だと思いますのでね、ソフトの面においても、何というんですか、私も色々あの質問なんかもさしてもらってますけど、やはり、バリアフリーをもっと超えたユニバーサルデザイン、そういったものが如何にこういった中で、まあ今後の第5次計画にも入るんですけども、この見直しの中でね、そういったソフト面での部分をしっかりとやっぱり議論を庁内なりにしていただきたいと思えます。で、ユニバーサルデザインっていうのは、ともすればやっぱり建物とか交通とか、そういうハードの部分でしか、なかなか理解がされない部分があるかと思うんですが、やはりまあ、これからはそういった少子高齢化になっていく中で本当に色んな人、全ての人が共有できるような、そういう観点からのね、そういった議論を庁内始め、していただくことを要望しておきます。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私の方も1、2点少し。1つはあの、社会資本整備の見直しの中で、今回都市計画道路を見直されましたけど、市決定の公園はどうされるのか、やっぱり結構長期未着手というのが結構あるかと思うんですけど、そのへんの点が1つと、もう1つは、まあこれも既存ストックの再生・活用ということに入る、含まれますけど、このところこの近辺の市町村でも空き家条列的な意味での空き家の管理、あるいは空き地の管理という風なところの中で、これは防犯上も含めてですね、どう考えていくのか。

さらにもう1つは、やはり低炭素型社会みたいな話に向けて一体どういう風に考えていくのか、このあたり今の社会情勢を反映してですね、少し課題整理で終わる部分と少し修正として反映さしていくような部分ですね、そのあたり少しご検討いただければと。はい。

《事務局：仲野》

とりあえず公園の件なんですけども、市決定の都市計画公園は先程説明した若松中央公園だけがまだ未整備の状態、あとの公園決定については全て整備済みとなっておりますので、うちの方でその都市計画

公園を見直すっていう予定は今のところございません。

《議長：増田会長》

なるほど。それだったら結構です。

《事務局：仲野》

はい。まあ当然空き家、空き地、低炭素っていう問題はやっぱりこれから環境面の話っていうのは当然出てくると思っておりますので、今回の時点修正の中では課題の中で低炭素まちづくりですね、あのこれ、国交省の方もかなりこれに基づく法律とか色々つくってこられてますので、これにまだちょっと今の時点でどうこうっていうところはなかなか厳しいんですけども、当然次回に向けての課題として一応今の中には挙げております。以上です。

《議長：増田会長》

わかりました。ありがとうございます。

《置田委員》

あと一点だけ。

《議長：増田会長》

はい。

《置田委員》

あの、私の住まいは五軒家なんですけども、五軒家という田舎の部落は、非常に道路が狭いんです。その中に建売業者が入ってきて、2mないような道路の中に空き地とか池があるんです。その池を埋め立てて、そこに建売を建てる。20軒から30軒くらい建ってるんですけど、それに1軒1軒こう土地を自分では建てれんような形の販売方法をやってる。だから市の許可は下りる。そういう形でやられたらもう車が全然もう対向もできない、もう年寄りが歩こう思ったってその横も歩けない、どっかの玄関先に車を入れさしてもらわないと対向できない、そういう状況になってましてね、そういうものを何とかね、これ解決できる方法があればね、考えてほしいんですよ。非常にみな、五軒家の住んでる住民の方々、昔からずっと住んでるおられるの方々、非常に迷惑されてますので、うちも含めてそうなんですけど、そういう風な形で市がどういう風な都市計画を考えられてるのか、そのへん私はものすごく不信感抱いてるんです。そのへん是非ともね、許可申請おろすときにはそういうのは、事前を調査してやね、ここは非常にこういう状態では下ろせないというのはわかるはずなんです。消防車も入らないようなとこにね、家をどんどん建てられてやね、どうするつもりなのか、火事でもいったってやね、消防車も入れへんのですよ。しかも、その池をうずんだところがやね、雨が大きく降りますと水が一気に流れてきますので、そんな水幅もあれへん、それがもう下の家がもの凄く迷惑がかかる、そういう現状になってましてね、そのへんが本当に都市計画としては、そういうことのないように考えてほしいと思うんです。お願いいたします。

《議長：増田会長》

はい、何かございますでしょうか。

《事務局：仲野》

はい。確かに難しいご質問なんですけども、一定、開発許可であるとか、そういうところに対しては一応の制限が定められてますので、中にどういう道路を築造せなあかんとか、先程言われたみたいに雨の対策でどう対応せなあかんっていうのは一定の基準が定められてるんですけども、まあ、おっしゃってるみたいにその基準にのれへんようなやつ、1軒1軒くるとどうしても市街化区域の中では法的には可能なので、なかなかそこでやっていくというのは正直厳しいところがあります。

ただ、建築基準法になるんですけども、その中には道路の位置づけが決まってまして、その狭あいな道路に対しては、自主敷地に対してセットバックをして中心からお互い2mずつ下がって最終的には4mの道路ができあがるっていう基準で建築基準法が施行してるんですけども、なかなかそれがこう整備されていけないっていう現状も確かにあるのかなあと。ただ、当然その、市としましては先程言ったみたいに建築確認であるとか、開発許可っていう話が出てくる中では、その一定の基準を当然クリアする形での整備っていうのを指導させていただいて、それに基づいて開発許可の方は許可を下してるっていう状況で運用させていただいております。ちょっと答えにはなっていないかもしれませんが、申し訳ないです。

《置田委員》

確かにおっしゃるようにね、建売建ってるその家の前はね、自分とこのその開発された中は4mあるんですよ。そこを入ってくる、広い道路から入ってくる間が村の中ですから、その道路が2m未満のところ、そういうところを通行されないと入れない。

《事務局：仲野》

先程言ったみたいにね、そういうところについてはその随時皆さんが、その沿道の皆さんが建て替えをしていく中でセットバック、セットバックしていけば徐々に徐々に広い道路ができていくっていうのが建築基準法の考え方なので長い話になるんで。

《置田委員》

そんなね、昔の家ね、昔から建ってる家ね、そんなもん自分の土地が、みんな通すためにそんなん広げてね、そんなんしますか。

《事務局：仲野》

ただ、先程言ったみたいに開発許可を受ける場合はね、4m以上ないとあかんとか、そういう基準は反対にあるんですけどもただ、言ったみたいに1軒1軒建てられた場合はね、どうしてもその、こんな言ったら悪いですけど、法の抜けを使うところも正直あるのかなあと。

《置田委員》

そんなんでね、どんどんどんどん家増えてきた場合にやね、都市計画くそも何もないと思うんですよ。

《事務局：仲野》

そこがね、先程言った個人さんの権利と法との規制のせめぎあい話になるので、正直なかなか難しいところなんですけども、ただ市としては、その開発基準に満たないものでね、開発指導要綱っていうものをつくらさしていただいて、その中で協議さしてもらって、指導さしていただいているというのが現状になるんです。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。これは非常に永遠の課題でなかなか法律の枠組みの中でそこまで指摘制限ができないという。法律上整合したやつが開発申請されてしまうとなかなかリジェクトできないというような問題がありますけども、まあ少し指導というレベルの中で頑張ってくださいというようなことなんでしょうけどね。はい。他いかがでしょうか。はい。

《山元委員》

あの、64ページのところに今後のスケジュールでね、先程奥田委員おっしゃっていたけど、来月8月でこれをパブリックコメントで、はい、決定でなるんですかね。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。はい。

《事務局：仲野》

ちょっとこれはまだ予定なので、ほかの先程言った関係課への意見照会と今いただいたご意見もありますので、当然そのへんを踏まえてパブリックコメントを考えてるんですけども、そのパブリックコメントの出た意見も踏まえて、ちょっと次回になるのか、その次になるのかはわからないんですけど、またこの審議会で報告さしていただいてから議決さしていただきたいなという風には考えております。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい。もう一度議論をする機会があるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の案件でございますけれども、「その他」ということで、「南部大阪都市計画公園（大阪府決定）の見直しについて」ということで、情報提供ということですけども、ご報告をいただければと思います。

《事務局：桑田》

桑田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、その他1としまして、「南部大阪都市計画公園（大阪府決定）の見直しについて」、説明を

させていただきます。

前回の審議会でも説明をさせていただきましたが、今回、大阪府から平成 25 年度の見直し対象の具体的な箇所が示されてまいりましたことと、多くの委員が交代されましたので、前回のおさらいもあわせまして、説明をさせていただきます。

都市計画公園・緑地は、都市の発展を計画的に誘導し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を行うことを目的として都市計画決定される都市施設の一つです。大阪府における都市計画公園は、戦前より順次、都市計画決定され、高度経済成長期を経て、その数を増やししながら整備を進めてきたものの、その後の経済情勢による財政の制約により、計画決定後未着手となっているものが数多く存在しています。これは、都市計画による建築制限が長期化していることと同時に、本来、必要なみどりが確保できない状態が長期化していると言えます。

大阪府では、こうした状況を踏まえ、平成 24 年 3 月に「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」を策定し、大阪府全体の都市計画公園・緑地の現状を把握した上で、府営公園がもっている広域防災機能やレクリエーション機能、環境保全機能、景観形成機能などさまざまな機能を多角的、総合的に評価を行い、未開設区域のある府営公園について存続・変更・廃止の見直しを行うものとしております。

続きまして、本市域での見直しの対象となる都市計画公園についてですが、未開設区域が残る府営錦織公園と府営石川河川公園の2つの府営公園となります。今回、大阪府から平成 25 年度の見直し対象の具体的な箇所として、府営石川河川公園の甲田地区が大阪府案として示されました。

府営石川河川公園は、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、河南町、本市の4市1町にまたがり、平成4年に都市計画決定され、計画決定面積 172.6ha に対し、開設面積が 73.7ha で、98.9ha が未開設という状況です。本市域の状況は、計画決定面積 85.4ha に対し、開設面積が 33.5ha で、51.9ha が未開設という内訳になります。緑色の線で示しています石川の両岸が都市計画公園の区域で、今回の見直し区域は、黄色で着色されています国道 309 号線と石川が交差する、石川左岸堤内地の川西大橋とその少し下流の昭和橋の間の区域及び川西大橋の上流の区域で、見直し面積は約 2ha となります。見直し後の区域は赤色の線で示した区域となります。

今後の予定としましては、大阪府の主催により平成 25 年 8 月 22 日木曜日午後 7 時から地元説明会を本市消防本部 4 階消防視聴覚室で開催する予定です。その後、公聴会を経て都市計画の案の縦覧となります。その後、大阪府から本市への意見照会があり、次回の本審議会にてご審議していただき、大阪府都市計画審議会を経て都市計画の決定を行うこととなります。

以上で、その他 1 「南部大阪都市計画公園（大阪府決定）の見直し」について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

はい。ありがとうございます。ただいま、ご説明のございました「南部大阪都市計画公園（大阪府決定）の見直しについて」、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか、いかがでしょうか。はい、阪野委員どうぞ。

〈阪野委員〉

あの、ちょっとすいません。あつこの部分を見直す、その総論的な理由はわかったけど、具体的な理由って何なんですか。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

あの、まあ都市計画道路と同じで、個人地ですね、公園として決定しているところの個人所有地の部分というのが、大阪府の基本方針の中では、またずっと権利制限をかけるのはいかがなものかと、この観点から、まあさっき言った緑の色んな、確保されているであるとか、機能とかレクリエーション機能とか色々あるんですけども、このへんの観点から一応対象地はそういう風になるって聞いているんですけども、当然堤内地はね、国有地であったり大阪府が持ってる土地になりますんで、それは整備していただくの話なんですけれども、それ以外の土地、個人所有の土地について、そういう部分を検討していくと、いう風に聞いております。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい、他いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。はい。ありがとうございます。そしたら、これについては府の方で手続きを進めて、再度この都市計画審議会に市の意見照会が来るということですので、その時に付議案件として扱われるということでございます。ありがとうございました。

一応予定しておりました案件は以上ですけれども、委員の皆さん方この際、何か発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。事務局の方は何か、その他ございますでしょうか。特にございませんか。はい、わかりました。そしたら、ご協力ありがとうございました。少し、10時から12時までと、長時間に及びましたけれども、おかげをもちまして、何とか12時ちょうどに終わることができました。どうもありがとうございました。